

## 板橋区妊婦・出産ナビゲーション事業（妊婦等包括相談支援事業）実施要綱

（令和 7 年 2 月 21 日区長決定）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、保健師等（保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に規定する保健師、助産師又は看護師をいう。以下同じ。）が妊産婦に対する面接又は相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなげるとともに、妊娠期から子育て期の各段階における切れ目ない支援を行うことができる体制を構築することにより、妊産婦並びに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

### （実施体制）

第 2 条 この事業は、母子保健機能の相談窓口を有する健康推進課及び区内 5 か所の健康福祉センターと、児童福祉機能を有する子ども家庭総合支援センターの両面からの一体的な支援を行うことにより、実施するものとする。

### （妊娠届出時等の面接）

第 3 条 妊娠届出時等の対面又はオンラインによる面接（以下「妊婦面接」という。）の対象者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づく区の住民基本台帳に記載されている者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 15 条の規定に基づく、妊娠の届出を区長又は他の区市町村に提出した妊婦（妊婦の配偶者及びパートナーや同居家族等の同席可）
- （2） 前号の規定にかかわらず、健康福祉センター所長が特に必要と認める者

2 妊婦面接の実施内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 保健師等と対象者が妊婦面接し、当該対象者の出産又は子育てに関する状況、当該対象者の家庭における出産又は子育ての支援に関するニーズを把握すること。
- （2） 対象者からの母子保健及び育児に関する相談に応じ、保健師等が適切な指導又は助言を行うこと。
- （3） 妊婦面接により把握した状況及びニーズを踏まえ、当該対象者の家庭に適した出産又は子育ての支援及び母子保健に関する計画（以下「サポートプラン」という。）を作成し、出産又は子育ての支援に関する事業の案内をすること。
- （4） 妊婦面接を受けた妊産婦に対し、第 5 項の規定により定めるもの（以下「育児パッケージ」という。）を配付すること。
- （5） 妊婦面接により継続的な出産又は子育て支援が必要と認められた対象者（以下「要支援者」という。）及び第 4 項の規定によりサポートプランの内容を更新した要支援者に対し、出産又は子育て支援に関する事業の案内その他必要な措置を講ずること。

3 保健師等は、作成したサポートプランのうち、出産又は子育て支援に関する情報を当該対象者に提供するものとする。

4 保健師等は、要支援者について、当該サポートプランの作成から一定期間が経過した後、当該サポートプランの内容及び当該サポートプランの内容に基づく出産又は子育て支援の効果検証を行い、さらに継続的な出産又は子育て支援が必要と認められる場合は、当該サポートプランの内容を更新するものとする。

- 5 育児パッケージについては、とうきょうママパパ応援事業実施要綱（平成 27 年 5 月 27 日付 26 福保子家第 1628 号）に基づき配付する。この場合において、品目は現金以外で出産又は子育て支援に資するものとし、毎年度、予算の範囲内で区長が別に定める。

（妊娠 8 か月頃の面接、訪問等）

第 4 条 妊娠 8 か月頃の対面又はオンラインによる面接、訪問等の対象者は、住民基本台帳法の規定に基づく区の住民基本台帳に記載されている者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 母子保健法第 15 条の規定に基づく、妊娠の届出を区長又は他の区市町村に提出した妊娠 8 か月頃の妊婦（妊婦の配偶者及びパートナーや同居家族等の同席可）
  - （2） 前号の規定にかかわらず、健康福祉センター所長が特に必要と認める者
- 2 妊娠 7 か月頃の妊婦に対して、面接・訪問の案内及びアンケートを送付する。ただし、当該案内等を送付する前に、妊婦が流産又は死産したことを把握したときは、当該妊婦に対して、当該案内等の送付は行わないものとする。
- 3 妊娠 8 か月頃の対面又はオンラインによる面接、訪問等の実施内容は、次の各号に掲げるものとする。
- （1） 出産及び子育ての見通しの確認並びに妊婦等への支援に係る情報提供
  - （2） 妊婦の身体的ケア及び心理的ケア
  - （3） 育児の手技や家庭内の養育環境についての具体的な指導及び相談
  - （4） 産後、適切な授乳ができるためのケア（乳房ケア含む）又は指導
  - （5） 前各号に掲げるもののほか、健康福祉センター所長が特に必要と認める支援
- 4 前項の規定による訪問は、公益社団法人東京都助産師会板橋地区分会に所属する者又は板橋区新生児訪問指導等実施要綱（昭和 54 年 8 月 3 日区長決定）に規定する訪問指導員であって、新生児訪問指導の実績がある助産師に委託して実施することとし、必要な事項は、保健所長が別に定める。

（出産後の面接等）

第 5 条 出産後の面接は、板橋区新生児訪問指導等実施要綱の規定に基づき実施する。

（面接等の情報発信、相談）

第 6 条 前 3 条に規定する面接等の実施のほか、妊婦や子育て世帯に対して、子育て関連アプリや SNS、オンライン等を活用し、プッシュ型による子育て支援等に関するイベント情報等の情報発信や、随時の相談受付等を継続的に行うものとする。

（記録の保管）

第 7 条 健康推進課長及び健康福祉センター所長は、面接等を記録した関係書類を適切に管理するものとする。

（関係機関との連携）

第 8 条 妊娠期から子育て期の各段階における切れ目ない支援にあたり、面接等を実施する対象者の同意が得られた場合は、必要に応じて関係機関と面接記録を共有し、連携を図るものとする。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 妊婦・出産ナビゲーション事業実施要綱（平成 27 年 12 月 25 日区長決定）は、廃止する。
- 3 板橋区伴走型妊婦訪問事業実施要綱（令和 5 年 3 月 31 日区長決定）は、廃止する。
- 4 この要綱による廃止前の板橋区伴走型妊婦訪問事業実施要綱第 11 条の規定による個人情報保護の義務については、なお従前の例による。